

職場に飛び交う **愛言葉**

# ご安全に!

**大分労働基準監督署 安全衛生課**

☎ 870-0016

大分市新川町2-1-36大分合同庁舎2階

☎ 097-535-1513

管轄区域

大分市・別府市・杵築市・由布市・国東市  
遠見郡日出町・東国東郡姫島村



## 令和6年 労働災害発生状況

**12月末速報値**

	令和6年		昨年同期		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
<b>全業種</b>	<b>4</b>	<b>709</b>	<b>7</b>	<b>681</b>	<b>▼3</b>	<b>+28</b>

<業種別内訳>

大分署管内コロナ除く

製造業	2	93	2	84		+9
建設業		89	4	120	▼4	▼31
運輸交通業	2	68		80	+2	▼12
農林業		23		16		+7
他の産業		4		3		+1
<b>第三次産業</b>		<b>432</b>		<b>378</b>		<b>+54</b>
商業		115	1	118	▼1	▼3
保健衛生業		119		102		+17
接客娯楽業		72		69		+3
清掃・と畜業		56		43		+13

※ 上表の統計は、労働者死傷病報告により12/31現在と前年の労働災害の発生者数を比較集計したものである。

※ 他の産業とは、鉱業・貨物取扱・畜産水産の合計。

## 2025年 働く人の安全・安心を目指して

日頃より労働行政の運営にご協力を賜り、感謝申し上げます。

今年のお正月は地震や大きな労働災害もなく、穏やかに明けました。本年こそは「管内の死亡労働災害ゼロ」という目標を達成したいと考えています。

目標達成のために必要なことは、まずは自然災害への備えです。先週、大分県内を襲った震度4の地震の揺れは「もしや南海トラフの到来か」と怖さを覚えました。幸いにして被害もなく、日々暮らし、働き続けることができています。異常気象には大雨等もありますが、やはり温暖化は人類の働き方そのものに影響を及ぼしています。避けては通れません。屋外に限らず、「暑くて働けない」影響は必至です。各職場では気温が上昇する時間帯を避けて労働する、休憩を小まめにとる等の対策を講じる必要があります。労働機会の損失に繋がってしましますが、危険な暑さは、働き方の見直しを人類に迫っていると感じています。

またこの職場でも人手不足です。安全・安心な職場に人材はやってきます。労使で安全衛生活動に取り組み、危険を共有し、労働者一人一人が職場で災害を起こさないという強い意識をもって、もう一段高いレベルで働いてもらえるよう教育に努めていただくことを期待しています。

最後に過重労働やパワハラによる災害は人災です。職場の健康管理体制を強化・維持することで必ず防ぐことができます。

本年が皆様方にとって実り多い年となりますよう祈念申し上げます。

大分労働基準監督署長

## 交通災害多発

労働災害に限らず車やトラックの追突、人身事故が多発しています。大分署管内では、令和6年に勤務中の交通事故により、29人が労働災害に遭っており、うち1人は死亡しました。勤務中に関わらず、自動車や貨物自動車を運転する際には、「かもしれない」という危険予測を行うだけでなく、

体調を把握し、疲れがあると感じた時は、すぐに車を停めて休憩するようにして、交通災害防止に努めてください。



(イラストはイメージで、実際の災害発生状況とは異なる。)

## 荷役作業で死亡災害発生

12月初旬、他県に事業場のある運送業において、大分署管内の配送先で死亡災害が発生しました。労働者一人での作業であったため特定はできませんが、荷を積載したロールボックスパレットをテールゲートリフターを使用して荷卸ししていた際、労働者がテールゲートリフターの昇降板からロールボックスパレットとともに墜落し、その下敷きになったと推測されます。

テールゲートリフターでの荷卸し作業は、昇降板のストッパーを有効な状態とし、ロールボックスパレットを押して移動させるなどテールゲートリフターの作業手順を遵守することが重要です。

関係労働者へ安全衛生教育を行うとともに、作業手順の遵守を徹底させてください。



# 2025年1月 法改正

## 令和7年1月1日から労働者死傷病報告などの報告は電子申請が義務化されました！

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

電子申請が義務化された報告については、受理印が押された電子公文書が発行されるようになりました。

入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから！



たしかめたん



# 2025年4月 法改正

## 作業を請け負わせる一人親方等に対して、安全衛生法令に基づく一定の保護措置が必要になります！

2025年4月から作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置として、

- ・危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- ・危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等を対象とする保護措置が義務付けられます。

※労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている4つの省令（①労働安全衛生規則②ボイラー及び圧力容器安全規則③クレーン等安全規則④ゴンドラ安全規則）で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。



# 令和6年度 化学物質管理強調月間

スローガン

実施期間

令和7年2月1日▶2月28日

正しく理解  
正しく管理  
化学物質と向き合おう

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとしており、今年度が初めてとなります。

### 実施事項

①  
⑨

- ①製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- ②特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ③ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ④化学物質管理者の選任状況の確認
- ⑤日常の化学物質管理の総点検
- ⑥事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ⑦スローガン等の掲示
- ⑧有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑨化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施